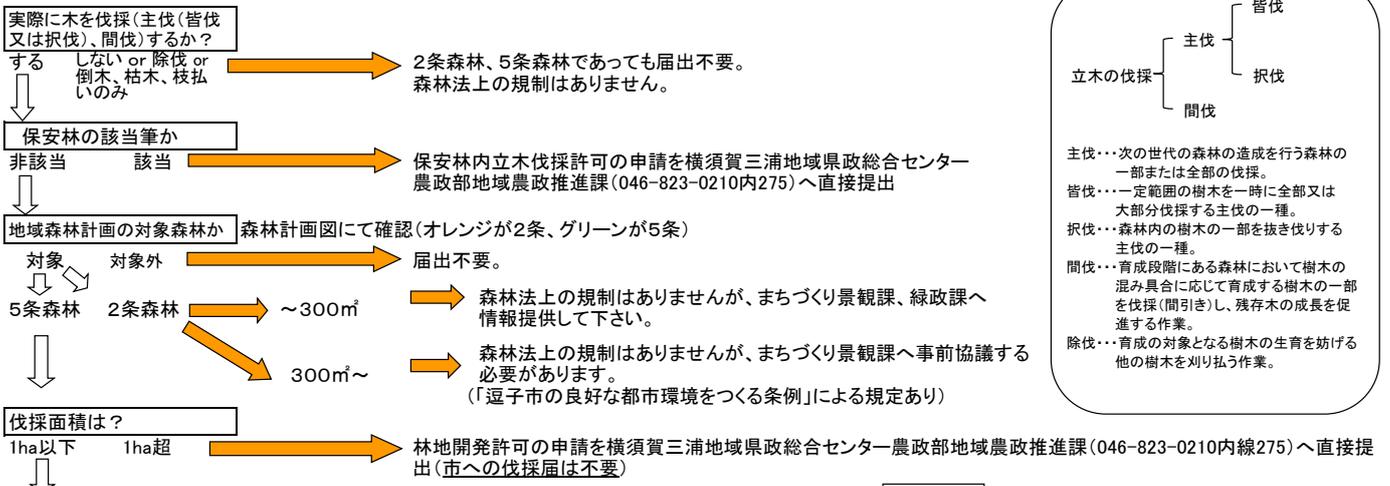


○森林法に基づく森林の種類としては主に次の3種類があります

森林の種類	内容	条文(要旨)	森林法上の取扱い
森林法第2条森林 (図中青)	「森林」の定義のみ	森林とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹(宅地、農地上のものは除く)	森林法上の規制はありません(届出不要で任意に伐採可能)
森林法第5条森林 (図中グリーン)	2条中、県が地域森林計画の対象としている民有森林	都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林につき、五年ごとに地域森林計画をたてなければならない。	1本でも伐採するのであれば、伐採開始前90～30日以内に「伐採届」(伐採及び伐採後の造林の届出書)「伐採計画書」「造林計画書(※間伐の場合は不要)」を必ず市へ提出して下さい。 (市でも5条森林を対象に森林整備計画を策定しているため)
森林法第25条森林 (保安林)	保安林の指定	保安林の目的規定 逗子市は「土砂流出防備」と「保健」用保安林のみ	保安林内立木伐採許可の申請を県横三センター農政部地域農政推進課へ直接提出して下さい

○手続きの流れ

※森林法以外に市の条例が適用になる場合があります。実際に伐採する場合には面積に関らずまちづくり景観課へ必ず事前協議(情報提供)して下さい



伐採届提出
1本でも伐採するのであれば、伐採開始30～90日前に「伐採届(伐採及び伐採後の造林の届出書)」「伐採計画書」「造林計画書(※間伐の場合不要)」を市へ提出

※添付資料
①案内図(明細図上に該当地を赤で塗る)及び伐採区域が確認できる図面
②森林所有者が確認できる書類(例)全部事項証明書、納税通知書等
③届出人の住所が確認できる書類(例)住民票等
!届出人と森林の所有者が同じであって、②の資料で住所を確認できる場合は添付不要
④届出のあった森林を伐採する権原を有することが確認できる書類(例)森林所有者からの承諾書、遺産分割協議の協議書や目録、贈与契約書等
!森林所有者が自ら伐採する場合や、森林所有者が他者に請け負わせて伐採する場合は添付不要
⑤その他市長が必要と認める書類

伐採面積は?
0～300㎡ 300㎡～
まちづくり景観課へ事前協議してください。(「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」による規定あり)

伐採後の造林計画は?
(※間伐の場合不要)
天然造林
人工造林
森林以外の用途(転用目的)
「適合通知書交付申請書」が提出された場合、「適合通知書」を交付
「確認通知書交付申請書」が提出された場合、「確認通知書」を交付

伐採実施
主伐(皆伐・択伐) 間伐
報告不要(手続き完了)
造林の完了が、伐採から数年後～5年後位になることがある。
→忘れずに報告するようにしてください。

伐採に係る森林の状況の報告書の提出について
※伐採が主伐の場合に、「伐採後」及び「伐採後の造林完了後(森林以外の用途にあっては伐採期間の末日から)」、それぞれ30日以内に「森林の状況の報告書」を市へ提出してください。(森林法施行規則第14条の2)

提出書類
(伐採完了時)①伐採に係る森林の状況報告書
②施工前・施工後のわかる写真
!森林以外の用途の場合:報告書備考欄に用途の内容と転用予定時期を記載
(造林完了時)①伐採後の造林に係る森林の状況報告書
②施工前・施工後のわかる写真
!天然造林の場合:現場全景数枚、更新樹種の生育状況(高さや成立本数)が分かる写真を添付